

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【公開番号】特開2015-50193(P2015-50193A)

【公開日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2014-179026(P2014-179026)

【国際特許分類】

H 01 R 13/11 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/11 B

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気コネクタであって、

プラグ(5)を受容するためのベース(3)であって、プラグ(5)が差し込み位置において長手方向軸(L)に沿ってベース(3)に差し込み可能にされており、差し込み位置ではベース(3)とプラグ(5)が格子状空間(17)を共同で画成するようにされているベース(3)と、

接点部材(7)であって、プラグ(5)が押し込み位置にある時に半径方向に拡張するようにされ、ベース(3)とプラグ(5)の間の電気接触を確保し、接点部材(7)がそれ自身の上で長手方向軸線(L)周りに周回(21, 23)を形成するように折り曲げられた金属ワイヤを含む、ようくされている、接点部材(7)と、を有し、

前記周回(21, 23)の数が5以下、有利には、2以下である、

ことを特徴とする電気コネクタ。

【請求項2】

前記金属ワイヤが、複数の曲げ(25, 27, 29, 31, 33)を有し、各曲げ(25, 27, 29, 31, 33)が、それぞれ、前記ベース(3)の内面(15)と電気接觸する前記接点部材(7)の第1接点部分(25A, 27A, 29A, 31A, 33A)を含み、前記内面(15)は長手軸方向に沿って略円形をなして、格子空間(17)の外径(DE)を画定し、前記第1部分(25A, 27A, 29A, 31A, 33A)の数が有利には5である、

ことを特徴とする請求項1に記載の電気コネクタ。

【請求項3】

前記第1接点部分(25A, 27A, 29A, 31A, 33A)の任意の連続した2つが、長手方向軸線(L)に直角な横方向の面(T)への投影において、外径(DE)の60%以上の長さ(D)だけ離間している、

ことを特徴とする請求項2に記載の電気コネクタ。

【請求項4】

長手方向軸線(L)に直角な横方向の面(T)上で曲げ(25, 27, 29, 31, 33)が外径(DE)の30%以下の半径(R1)を有している、

ことを特徴とする請求項2または3に記載の電気コネクタ。

**【請求項 5】**

前記金属ワイヤが、差し込み位置において、前記プラグ(5)の外周面(19)と接触する、接点部材(7)の第2部分(35B, 37B, 39B, 41B, 43B)をそれぞれ含むようにされた複数の略直線部分(35, 37, 39, 41, 43)を有し、第2部分(35B, 37B, 39B, 41B, 43B)の数が、有利には5である、

ことを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の電気コネクタ。

**【請求項 6】**

前記金属ワイヤが、少なくとも90重量%の銅とベリリウムの合金を含む、ことを特徴とする請求項1から5のいずれか一項に記載の電気コネクタ。

**【請求項 7】**

前記金属ワイヤが、少なくとも90重量%の金または金-ニッケル合金の層でおおわれている、ことを特徴とする請求項1から6のいずれか一項に記載の電気コネクタ。

**【請求項 8】**

請求項1-7のいずれか一項に記載の電気コネクタと、差し込み位置においてベース内に差し込み可能なプラグ(5)とを含む、ことを特徴とする電気コネクタのセット。

**【請求項 9】**

前記プラグ(5)が長手軸(L)に沿う略円形の外周面(19)を含み、前記外周面(19)が差し込み位置において、前記格子状空間(17)の内径(DI)を画定し、前記内径(DI)の前記外径(DE)に対する比率が、0.6以下、有利には0.5以下である、ことを特徴とする請求項8に記載の電気コネクタのセット。